

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途の状況

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 予算額 655,000 千円

単位：千円

充当対象事業	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	充当額	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	1,829,458	1,116,767	0	37,483	63,508	611,700
	高齢者福祉事業	248,405	1,778	22,400	19,338	19,271	185,618
	児童福祉事業	4,656,839	1,762,256	0	447,802	230,137	2,216,644
	母子福祉事業	50,733	24,621	0	1,310	2,333	22,469
	生活保護扶助事業	1,185,347	883,159	0	6,014	27,857	268,317
	その他	97,151	9,295	0	1,686	8,105	78,065
	小計	8,067,933	3,797,876	22,400	513,633	351,211	3,382,813
社会保険	国民健康保険事業	542,000	261,453	0	0	26,387	254,160
	介護保険事業	962,777	0	0	0	90,556	872,221
	後期高齢者医療事業	1,194,800	160,162	0	0	97,315	937,323
	小計	2,699,577	421,615	0	0	214,258	2,063,704
保健衛生	高齢者医療事業	232,680	94,448	0	20,000	11,120	107,112
	疾病予防事業	302,299	19,582	0	13,367	25,334	244,016
	健康増進事業	639,819	18,973	105,000	76,624	41,312	397,910
	母子保健事業	98,893	4,248	0	1,129	8,796	84,720
	診療所運営事業	62,869	0	0	31,305	2,969	28,595
	小計	1,336,560	137,251	105,000	142,425	89,531	862,353
合計	12,104,070	4,356,742	127,400	656,058	655,000	6,308,870	

※ 平成26年4月に消費税率が引き上げられたことによる増収分については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」とされており、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分し、充当しています。